

一般競争入札地域要件(土木一式工事)

令和7年6月1日以降に公告するものから適用

北勢水道事務所

地域区分

四日市 北ブロック	四日市北Aブロック	四日市市富洲原、富田、羽津、橋北、八郷、大矢知、海蔵地区市民センター管内及び朝日町、川越町
	四日市北Bブロック	四日市市下野、三重、保々、県、神前地区市民センター管内
四日市 南ブロック	四日市南Aブロック	四日市市中部、塩浜、常磐、日永、河原田、楠地区市民センター管内
	四日市南Bブロック	四日市市川島、四郷、内部、桜、小山田、水沢地区市民センター管内
菰野 ブロック	菰野北ブロック	菰野町鶴川原、竹永、朝上、千種地区
	菰野南ブロック	菰野町菰野地区

1. 発注標準ランク及び予定価格が次に該当する工事

- ・土木一式工事A又はB(3, 500万円以上8, 500万円未満)
- ・土木一式工事B(3, 000万円以上3, 500万円未満)
- ・土木一式工事B又はC(2, 500万円以上3, 000万円未満)
- ・土木一式工事C(1, 000万円以上2, 500万円未満)

番号	工事場所	入 札 参 加 資 格 者
(1)	朝日町又は川越町	四日市市富洲原、富田、羽津、橋北、八郷、大矢知、海蔵、下野、三重、神前地区市民センター管内及び朝日町、川越町のいずれかに本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者
(2)	四日市市保々、県地区市民センター管内	四日市市富洲原、富田、羽津、橋北、八郷、大矢知、海蔵、下野、三重、保々、県、神前地区市民センター管内及び菰野町鶴川原、竹永、朝上、千種地区のいずれかに本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者
(3)	(1)、(2)を除く四日市北ブロック	四日市市富洲原、富田、羽津、橋北、八郷、大矢知、海蔵、下野、三重、保々、県、神前地区市民センター管内及び朝日町、川越町のいずれかに本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者
(4)	四日市市楠地区市民センター管内	四日市市中部、塩浜、常磐、日永、河原田、川島、四郷、内部、小山田、楠地区市民センター管内のいずれかに本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者
(5)	四日市市桜、水沢地区市民センター管内	四日市市中部、塩浜、常磐、日永、河原田、川島、四郷、内部、桜、小山田、水沢地区市民センター管内及び菰野町菰野地区のいずれかに本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者
(6)	(4)、(5)を除く四日市南ブロック	四日市市中部、塩浜、常磐、日永、河原田、川島、四郷、内部、桜、小山田、水沢、楠地区市民センター管内のいずれかに本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者
(7)	菰野北ブロック	菰野町及び四日市市保々、県地区市民センター管内のいずれかに本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者
(8)	菰野南ブロック	菰野町及び四日市市桜、水沢地区市民センター管内のいずれかに本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者

2. 発注標準ランク及び予定価格が次に該当する工事

- ・土木一式工事C(1, 000万円未満)

番号	工事場所	入 札 参 加 資 格 者
(9)	四日市北Aブロック	四日市市富洲原、富田、羽津、橋北、八郷、大矢知、海蔵地区市民センター管内及び朝日町、川越町のいずれかに本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者
(10)	四日市北Bブロック	四日市市下野、三重、保々、県、神前地区市民センター管内のいずれかに本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者
(11)	四日市南Aブロック	四日市市中部、塩浜、常磐、日永、河原田、楠地区市民センター管内のいずれかに本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者
(12)	四日市南Bブロック	四日市市川島、四郷、内部、桜、小山田、水沢地区市民センター管内のいずれかに本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者
(13)	菰野ブロック	菰野町に本店及び建設業法上の主たる営業所を有する者